



議案第 十号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

三朝高原有料道路料金徴収事業特別会計	料金徴収事業
土地取得特別会計	土地取得事業
三朝町分譲宅地造成事業特別会計	分譲宅地取得造成事業
三朝町老人居室整備資金貸付事業特別会計	老人居室整備資金貸付事業

を

三朝町老人居室等整備資金貸付事業特別会計	老人居室及び障害者住宅整備資金貸付事業
----------------------	---------------------

に改める。

第二条の表中

<p>三朝高原有料道路料金徴収事業特別会計</p>	<p>委託料、一般会計繰入金</p>	<p>料金徴収事務費 その他の諸支出金</p>
<p>土地取得特別会計</p>	<p>他会計繰入金、用地先行取得事業にかかる町債、土地売払収入、所属財産の運用収入その他の諸収入金</p>	<p>土地購入費、町債の元利償還金、その他諸支出金</p>
<p>三朝町分譲宅地造成事業特別会計</p>	<p>他会計繰入金、用地取得並びに造成事業にかかる町債、土地売払収入、財産の運用収入その他の諸収入金</p>	<p>土地購入費、宅地造成費、町債の元利償還金、その他諸支出金</p>
<p>三朝町老人居室整備資金貸付事業特別会計</p>	<p>他会計繰入金、町債、貸付金運用収入その他諸収入金</p>	<p>貸付金、町債の元利償還金、その他諸支出金</p>

を

三朝町老人居室等整備資金貸付事業特別会計	他会計繰入金、町債、貸付金運用収入その他諸収入金	貸付金、町債の元利償還金その他諸支出金
----------------------	--------------------------	---------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 三朝高原有料道路料金徴収事業特別会計、土地取得特別会計、三朝町分譲宅地造成事業特別会計及び三朝町老人居室整備資金貸付事業特別会計の昭和五十三年度の収入及び支出に關しては、なお従前の例による。